

# 行徳まつり 2023 募集要項（キッチンカー）

## 1 開催概要

- (1) 日時 2023年10月29日（日）午前9時30分～午後4時
- (2) 場所 南行徳公園（通称：えんぴつ公園） 市川市相之川4-1

## 2 出店資格及び参加条件等について

- ・市川市内に本拠地があり、なおかつ千葉県内一円で自動車を利用して行う営業の許可証を保有している企業・団体。  
ただし、市川市外の企業・団体は、申し込み締め切り後に参加枠に空きがあれば参加可能。  
※料理のジャンルは不問  
※酒類の販売可（必要な手続きは出店者自身で行ってください）
- ・イベント当日において、終日出店できること。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。

## 3 募集区画数

10台（予定） 1団体につき1台まで

※申し込み多数の場合は事務局で審査及び抽選の上、決定します。

※参加可否決定通知のお知らせは9月上旬に代表者宛てに発送いたします。

## 4 出店利用可能面積

1区画	約15㎡（奥行3m×幅5m）
-----	----------------

油等で地面が汚れないよう、出店ブース（車及びタイヤ下）にブルーシートを敷くなど、必ず養生を行うようにしてください。

## 5 出店料

10,000円

## 6 申込および提出書類について

### (1) 申込期間

出店申込期間：2023年8月18日（金）～2023年8月24日（木）まで

書類提出期限：2023年9月21日（木）まで

### (2) 申込・提出方法

以下の【参加申込フォーム】よりお申込みください。営業許可証を後日提出する場合は、メール、郵送または直接ご持参ください。

なお、営業許可証は不備なく期限までにご提出ください。ご提出いただけない場合、出店をご遠慮いただきますので、ご注意ください。

#### キッチンカー申込フォーム URL

<https://forms.gle/7jVcefCKF1HpD9QBA>



#### 行徳まつり実行委員会事務局メールアドレス

[gyotoku-matsuri@city.ichikawa.lg.jp](mailto:gyotoku-matsuri@city.ichikawa.lg.jp)



### (3) 提出書類

食品営業許可証（千葉県内一円）の写し

## 7 出店料の支払いについて

9月上旬に参加可否決定通知書を発送いたします。参加決定の団体は9月21日（木）17時までに参加費をお支払ください。

## 8 参加者説明会

(1) 日時 9月27日（水）午後7時から

(2) 場所 行徳文化ホールI&I 1階 第2・3会議室

参加決定者を対象に参加者説明会を開催します。搬出入券の配布、当日の搬出入方法や注意事項などについてご説明いたしますので、代理人でも出席可としますが、必ずどなたかが出席していただきますようお願いします。

## 9 出店場所の決定について

出店場所については、申込数や出店内容を考慮し、主催者側にて決定させていただき、参加者説明会でご案内します。出店場所の希望は決定前・決定後にかかわらず受けかねますので、予めご了承ください。

## 10 出店にかかる届出について

当該イベントの出店にかかる保健所および消防署への届出は主催者側で取りまとめて行います。

## 11 酒類を販売する場合について

酒類を販売する場合は、市川税務署へ期限付酒類小売販売業の届出が必要となりますので、出店者自らが開催の10日前までに手続きを済ませてください。

なお、ビールをコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売免許は必要ありません。ご不明な点については、下記の連絡先にお問い合わせください。

## 《連絡先》

松戸税務署 酒類指導官部門（市川税務署担当）

電話：047-363-1171（代表）

## 《参考》

国税庁HP「お酒に関するQ & A（販売免許関係）」

<http://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm>

国税庁HP「期限付酒類小売業免許届出について」

<http://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2016/index.htm>

## 12 行事で取り扱える品目について

営業許可証の範囲内の飲食物とします。

## 13 雨天時等について

小雨決行ですが、台風等の荒天や地震等の災害、主催者の予期せぬ状況で、やむを得ず中止となることもあります。また、行徳まつり開催中も天候状況で開催時間の短縮することもありますのでご了承ください。なお、中止等の決定は、前日午後3時よりテレフォンガイドでご案内しますので、各自ご確認ください。

《テレフォンガイド》 047-359-1111

## 14 中止となった場合の参加費等の取扱いについて

中止の場合、主催者側は仕入れ商品等の被害責任は一切負いません。

また、参加費等（備品代を含む）は原則として返金いたしません。 予めご了承ください。

## 15 搬出入作業について

搬入・搬出の詳細につきましては、参加者説明会でご案内いたします。

キッチンカーとは別に商品等の搬入・搬出で車両を使用される場合、指定の時間内であれば公園に乗り入れが可能です。（1団体につき1台まで）

### ①搬入時間（予定）

全車両	午前7時30分～午前8時00分
-----	-----------------

### ②搬出時間（予定）

全車両	午後4時00分～午後5時00分
-----	-----------------

※材料がなくなるなどして販売が終了した場合でも、イベント時間内の搬出はできません。

## 16 駐車場について

駐車場の用意はありませんので近隣の有料駐車場をご利用ください。

## 17 注意事項

- ・事故防止のため会場内では、主催者スタッフの指示に従ってください。主催者側の指示に従わない場合は、直ちに出店を停止させていただく場合もあります。
- ・電源はありません。電源が必要な出店者は発電機をご用意ください。
- ・会場内は**禁煙**です。たばこを吸う場合は喫煙所にてお願いします。
- ・おまつり当日に撮影した写真は、広報用として使用させていただきます。使用不可の団体様は、申込フォームの備考にその旨をご記入ください。
- ・会場内では「串・つまようじ」の使用は禁止です。
- ・チラシ等を配布する場合は、自分たちの出店場所の前でお願いします。出店場所から離れての活動や通行の妨げになる活動は禁止です。
- ・火災予防条例により、火気器具等を使用する場合、消火器の準備や露店を開設する際の届け出が義務付けられています（5～6ページ参照）。
- ・会場内は通路が狭いため、大型車両（トラック）の搬入・搬出は禁止します。
- ・行徳まつりは16時が終了時間です。16時を過ぎると搬出車両が会場内に入りますので、各参加団体は16時まで販売を終了するよう時間厳守をお願いいたします。
- ・キッチンカー内で出たゴミ及び不要となった物は、必ず持ち帰ってください。会場内のゴミ箱等には捨てないでください。会場内のゴミ箱は、来場者用のゴミ捨て専用です。

### 問い合わせ先

行徳まつり実行委員会事務局

〒272-0192 市川市末広 1-1-31 行徳支所 2階 総務課内

TEL / 047-359-1114 FAX / 047-359-1398

E-MAIL / gyotoku-matsuri@city.ichikawa.lg.jp

# 市川市消防局からのお知らせ

平成25年8月に京都府で発生した福知山市花火大会火災（死者3名、負傷者56名）を踏まえ、市川市では平成26年6月に火災予防条例を改正し、多数の者が集まる催し（祭礼、縁日、花火大会等）で、火気器具等を使用する場合、消火器の準備や露店を開設する際の消防署への届出が義務となりました。

火災の予防にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 多数の者が集まる催し・・・祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一時的に一定の場所に人が集合し、一定の社会的広がりをもつ催し。ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会など、集合する範囲が相互に面識がある者だけの催しは除かれます。

## 不特定多数が参加する催しで、露店が出店し、火気器具等を使用する場合



消火器の準備



露店の開設届出

※消火器の準備とは・・・火気器具を使用する1店舗（露店）に1本の消火器が必要となります。なお、大きさは、粉末ABC消火器10型とします。（水バケツ、エアゾール式簡易消火具での代替不可。）

※火気器具等とは・・・気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とするもので、具体的にLPGを燃料とする移動式のガスコンロ、石油ストーブ、炭火を用いた焼台、電気ホットプレート及び発電機をいいます。

※露店開設の届出・・・原則として、主催者が行います。届出書は消防局 ホームページに掲載しております。届出後は、消防署が現場を確認します。

不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。



- ・市川市消防局予防課 047-333-2171
- ・市川市東消防署 047-334-0119
- ・市川市西消防署 047-323-0119
- ・市川市南消防署 047-397-0119
- ・市川市北消防署 047-338-0119



# 催し開催時の防火安全チェックシート

## 1 消火器の準備及び発災時の対策等について（テント・電源等）

- こんろ、調理器具、発動発電機などを使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。（住宅用消火器、エアゾール式消火器具は不適。）
- 避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には設営しない。
- 災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。
- 強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定する。
- 電源は、仮設の電気引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。  
（商用電源を使用できない場合は、必ず3をチェックしてください。）

## 2 LPガスボンベ及び火気使用器具等の取扱いについて

- ボンベは、火気から離し直射日光の当たらない場所に設置する。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに必要に応じ観客席等と区画する。
- コンロの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。
- 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホースは適正な長さでひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- 火気使用器具とホースの接続は確実にを行い、ホースバンドで固定する。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。  
（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。）

## 3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

### （1）保管・取扱いの一般的な注意事項

- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
- 容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
- ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。
- 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

### （2）発動発電機の使用

- 発動発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
- イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく、給油をする場合は、エンジンを停止させ周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

# 行徳まつり2023 申し込みから参加までの流れ (キッチンカー)

## 【参加申込】

申込方法 行徳まつり公式サイトより、申込フォームにて申請  
申込期間 8月18日(金)～8月24日(木)  
提出書類 募集要項参照  
書類提出期限 9月21日(木)  
書類提出方法 事務局へメール、郵送または直接持参

参加決定通知の発送(9月上旬)

## 【参加費の支払い】

支払期日 9月21日(木)まで  
※なるべく早めのお支払いにご協力ください

## 【参加者説明会】

日時 9月27日(水) 午後7時から  
会場 行徳文化ホールI&I 1階 第2・3会議室  
内容 当日の概要説明、搬出入券の配布  
会場レイアウト・タイムスケジュール等

開催可否の決定: 10月28日(土) 午後3時

## 行徳まつり2023

10月29日(日) 午前9時30分から